

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和3年2月10日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和3年2月10日（水）午後1時30分～ 本庁舎4階大委員会室

2 出席者

道路課 竹田課長、小島副主幹、齋藤主任主事

3 件名

白井市道路占用料条例の見直しの考え方について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

- ・平成27年10月の政策会議で占用料を千葉県単価に合わせた理由は。
  - 国の占用料算定式を用いて算定を行った場合、千葉県の当時の2級地単価より低い金額になり、不均衡が生じたことから、2級地の単価に合わせることにし、今後も均衡が図られるようにするためである。
- ・平成18年に改定した際は国の単価を用いているのか。
  - 道路法施行令の単価を用いている。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 都市建設部 道路課

件名	白井市道路占用料条例の見直しの考え方について							
現状・課題	<p>・市の道路占用料は平成18年に当時の道路法施行令単価に合わせ改定を行って以降1度も改定していない。国は平成20年に3年毎に見直しを行うこととした。市の道路占用料の改定時期は平成29年5月の戦略会議で「千葉県が改定した翌年に実施する、ただし、近隣の状況を踏まえうえで決定すること。」としている。平成20年4月以降、国は4回の改定を行っており、県においても令和3年4月に4回目の改定が行われる。</p> <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通省からの通達を遵守出来ておらず、国や県の単価と乖離がある。</li> <li>・占用事業者から、毎年見直しを求める要望書が届いている。</li> </ul>							
付議事案	目的	<p>・国や県の単価と均衡が図れるように、3年ごとに行われる千葉県の占用料の改定の翌年に市が定期的に改定出来るようにし、占用料の単価は平成27年10月の政策会議で決定したとおり、千葉県単価に合わせる。</p>						
	対応方策	<p>・平成29年5月の戦略会議で決定した、「ただし、近隣の状況を踏まえうえで、決定すること」にかかわらず、千葉県に準じ定期的に改定する。</p>						
論点(決定を要する事項)	<p>・占用料の改定を行った場合、占用料収入が30%程度下がることとなる。</p>							
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	<p>・平成29年5月の戦略会議で決定した、ただし書きにおける「近隣の状況」については、範囲、改正実施市町の数及び額の決定方法等が不明確なために判断が難しくなっている。</p> <p>・占用料の見直しは適切に行う必要がある。</p>							
スケジュール	<p>・令和3年9月 白井市道路占用料条例の一部改正についての議案提出</p> <p>・令和4年4月 白井市道路占用料の改定</p>							
	項目	有無	方法(時期)		項目	有無	方法(時期)	
	条例規則	有	R3 3回議会条例改正		報道発表	無		
	議会説明	無			広報・HP等	有	条例可決後	
	市民参加	無						
付議書公表	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input checked="" type="checkbox"/> 時限非 ( 議案提出 まで)							
参考情報	関係法令等	道路法						
	関係課	公共施設マネジメント課他 ※施設使用料への影響						
	事業費	千円 (うち特定財源 千円)						
	カテゴリ	年代	全ての年代	場所	市内全域	目的	その他	手段

## 国土交通省通達 抜粋

「道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について」の一部改正等について

平成 8 年 1 月 26 日建設省道政発第 2 号の 4

### 1 現行の占用料条例の改正及び運営に際しての留意事項

- (1) 道路占用料の額の算定に当たっては、～略～、**占用物件毎にその道路の占用の実態に則した道路価格を算出の上、それを基礎として行うよう努めること。**

**ただし、水道事業、ガス事業、電気事業及び第 1 種電気通信事業の占用物件に係る占用料については、条例を改正する場合、本政令に定める占用料の額と均衡を失しないよう努めること。**

### 道路占用料に関する条例の改正等について

平成 17 年 10 月 3 日国道利第 20 号

～略～**地方公共団体が道路占用料を定めるに当たっては、道路法施行令に定める占用料の額を参考として設定するよう努めること。**

## 市・県単価比較表（主たるもののみ抜粋）

占用物件	単位	市現行 (H18改正)	千葉県				
			H22改正 (3区分中乙)	H27改正 (5区分中2級)	H30改正 (5区分中2級)	R3改正 (5区分中3級)	
道路法 第32条 第1項第 1号に掲 げる工 作物	第2種電柱	本	1600	1000	1200	1300	1100
	第1種電話柱	本	930	680	710	770	660
	共架電線その他上空 に設ける線類	m	10	7	7	7	6
道路法 第32条 第1項第 2号に掲 げる物 件	外径0.07メートル未満	m		29	29	32	27
	外径0.07メートル以上 0.10メートル未満		48	41	42	46	39
	外径0.10メートル以上 0.15メートル未満		72	62	64	69	59
	外径0.15メートル以上 0.20メートル未満		95	82	85	93	79
	外径0.20メートル以上 0.30メートル未満		190	120	120	130	110

## 影響額試算結果（主たるもののみ抜粋）

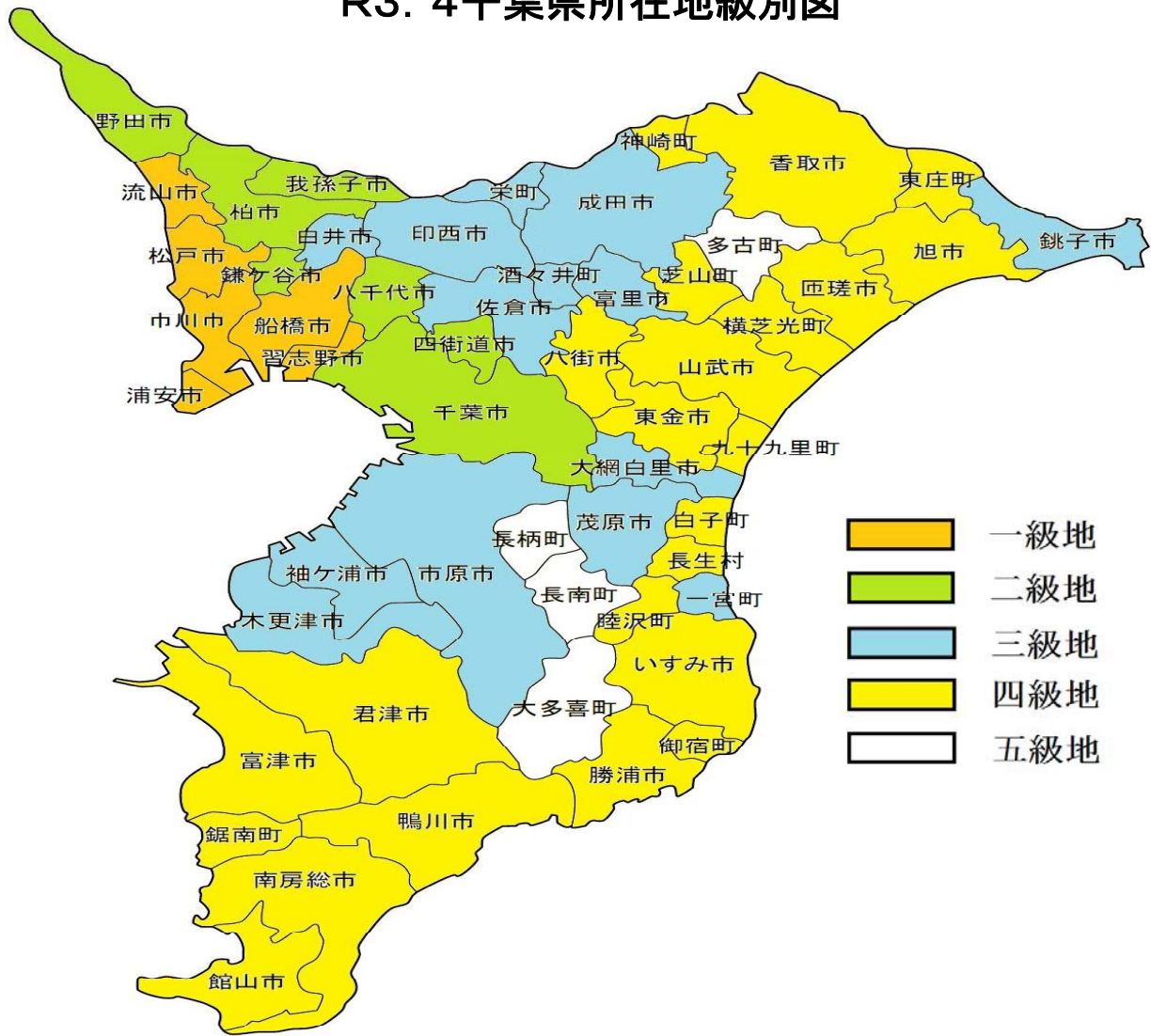
占用物件	単位	R2占用物件数 合計	現行料金計	R3料金計	差額	
道路法 第32条 第1項第 1号に掲 げる工 作物	第2種電柱	本	1,809	2,894,400	1,989,900	-904,500
	第1種電話柱	本	948	881,640	625,680	-255,960
	共架電線その他上空 に設ける線類	m	321,897	3,218,970	1,931,382	-1,287,588
道路法 第32条 第1項第 2号に掲 げる物 件	外径0.07メートル未満	m	36,109	1,733,232	974,943	-758,289
	外径0.07メートル以上 0.10メートル未満		91,395	4,386,960	3,564,405	-822,555
	外径0.10メートル以上 0.15メートル未満		70,849	5,101,128	4,180,091	-921,037
	外径0.15メートル以上 0.20メートル未満		30,765	2,922,675	2,430,435	-492,240
	外径0.20メートル以上 0.30メートル未満		34,618	6,577,420	3,807,980	-2,769,440
合計			27,716,425	19,504,816	-8,211,609	
現行との差(%)					-29.63%	

※R2年度道路占用更新分のうち主たるもののみ抜粋。

合計額は抜粋のみの合計である。

※所在区分は、H26.4国単価改定時に甲乙丙の3区分から1～5級地の5区分に改められた。

### R3. 4千葉県所在地級別図



千葉県の道路占用料所在地区別一覽(主たるもののみ抜粋)R3.4改正額

占用物件		単位	一級地	二級地	三級地	四級地	五級地
道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第2種電柱	1本につき1年	1900	1400	1100	1000	980
	第1種電話柱		1100	830	660	590	570
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	11	8	6	5	5
道路法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径0.07メートル未満	長さ1メートルにつき1年	47	34	27	25	24
	外径0.07メートル以上0.10メートル未満		68	49	39	35	34
	外径0.10メートル以上0.15メートル未満		100	74	59	53	51
	外径0.15メートル以上0.20メートル未満		130	99	79	71	68
	外径0.20メートル以上0.30メートル未満		200	140	110	100	100